

世界知的所有権機関における最近の動向について (第 31 回著作権等常設委員会結果概要)

平成 28 年 2 月 12 日
文化庁 国際課

1. 概要

平成 27 年 12 月 7 日 (月) ~12 月 11 日 (金)、世界知的所有権機関 (WIPO) において、著作権等常設委員会 (SCCR) 第 31 回会合が開催された。今次会合では、これまでと同様に、放送条約、及び権利の制限と例外の議論に同等の時間が配分された。また、その他の議題として、追及権、及びデジタル環境における著作権制度の在り方についても議論が行われた。

2. 各論

(1) 放送条約

(ア) 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール (条約) の策定を目指して議題化され、現在、2007 年の一般総会のマンデート (伝統的な意味での放送機関の保護を定めること (但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外)) にしたがって議論を継続している。今次会合に際し、①定義 (definition)、②保護の対象 (object of protection)、及び③与えられる権利 (rights to be granted/protection) に関する統合テキスト案 (SCCR/31/3 : 資料 1-2) が議長から提示された。

(イ) 議論の概要

議長から提示された統合テキスト案に基づき、定義、保護の対象、及び与えられる権利の 3 項目について集中的に議論が行われた。各論点に関する議論の内容は以下の通り。

(a) 定義

“信号”、“放送”、“放送機関”、“再送信”、及び“放送前信号”の定義について議論が行われた。特に、放送の定義について、日本は、伝統的放送とインターネット上の送信とは区別して定義すべきであり、既存の条約 (WPPT、北京条約) に基づき、インターネット上の送信を含まない定義をすべきと指摘し、EU、米、ブラジル等の多くの国から支持が表明された。一方で、アフリカ諸国は、デジタル技術の急速な発展を考慮すれば、過去の条約の定義にとらわれる必要はないとし、利用する技術に依存しない幅広い定義 (インターネット上の送信を含む定義) とすべきとした。

(b) 保護の対象 (保護される送信媒体)

インターネット上の送信¹について、同時・ほぼ同時のウェブキャストを義務的保護とする

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト (放送番組の同時ウェブキャスト)、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組の送信、の 4 つに分類している。このうち (iv) については条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達している。日本は、条約の早期採択の観点に鑑み、インターネット上の送信を任意的保護の適用対象とする提案を 2013 年 12 月に行った。

議長提案、オンデマンド送信も義務的保護対象にすべきとする EU 提案、いずれも任意的保護とすべきとする日本提案の 3つの案が考えられることが確認された。米は、伝統的放送については義務的保護とすること、及び、インターネットオリジナル番組の送信は保護対象から除外することは WIPO 加盟国の間ではほぼコンセンサスが得られているとし、インターネット上の送信については、各国が柔軟に対応できるように任意的保護のオプションを設けることが望ましいとした。結果として、次回会合までに、日米欧の主張を考慮した統合テキスト案を議長が検討することとなった。

また、有線放送の扱いについては、ブラジルより義務的保護とすることに懸念が表明された。これを受けて、米より有線放送を任意的保護とする案が提示された。

(c) 与えられる権利

日本より、再送信に関する権利だけでなく、固定に関する権利、固定後の権利、利用可能化権も必要であると主張し、固定後の再送信権や利用可能化権については EU から支持が得られた。一方で、インドは、固定後の権利については、時差を調整する場合のような限定的な場合にのみ認められるべきであり、固定後の権利を広く認めることに懸念が表明された。

(2) 権利の制限と例外

(ア) 経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、各国で既に設けられている制限例外措置は、社会的背景の多様性に起因し、国毎に多種多様であるために、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

(イ) 議論の概要

冒頭、博物館のための権利の制限と例外についてのプレゼンテーションが、Lucie Guibault アムステルダム大学教授からなされ、報告の内容について質疑応答が行われた。その後、図書館とアーカイブのための制限例外について議論が行われた。作業文書 (SCCR/26/3) において取り上げられている 11 のトピック²のうち、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出しについて各国制度に関する情報の共有が行われた。

保全のためのコピーに関し、米は、デジタル複製は、簡単に再複製や流通がなされる性質があることから、保全のためのデジタル複製を認めた場合に、その目的を超えた複製・流通を防止するメカニズムをいかにして構築すべきかに関心があるとし、この点に関する他国の情報共有を希望するとした。また、図書館貸出しに関し、ブラジルは、電子書籍の海外への貸出を可能とすべきであり、そのためには、ライセンス契約や消尽の問題を解決するためのデジタル時代に対応した国際的な法的枠組みが必要であるとの指摘があった。

次回会合では、引き続き、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用等のトピックについて議論が

² (i) 保存、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出し、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権。

行われる予定である。

(3) その他

(ア) 追及権について

セネガル及びコンゴから、追及権を本委員会の新たな議題とする提案があり、ルーマニア（中欧・バルト諸国グループ代表）、EU、ブラジル等がこれを支持した。一方で、日本、米国及びカナダは、ベルヌ条約において、追及権については各国が留保できることとなっており、また、国ごとに保護のレベルが異なるものであるから、まずは、事務局において各国の法制度についての調査を行うべきであり、本委員会の新たな議題とすることは時期尚早であるとした。

(イ) デジタル環境に関連する著作権制度について

ブラジルより、デジタル環境に関連した著作権制度について、本委員会の新たな議題としたい旨の提案があり、インド、シンガポール等がこれを支持したものの、米国、EU 等から、提案が多岐にわたっており、もう少し焦点を絞る必要があるといった意見があり、コンセンサスが得られなかったため、次回会合で引き続き議論されることとなった。

(ウ) 放送条約、権利の制限と例外に関する今後の議論の進め方について

議長より、放送条約に特化した追加会合の開催、及び制限と例外に関する地域ワークショップの開催の提案があった。アフリカグループ、アジア太平洋グループ、ラテンアメリカ・カリブ諸国グループは本提案に支持を表明したものの、先進国グループ等が態度を留保し、コンセンサスが得られなかったため、追加会合等の開催は決定されなかった。この点については、次回会合において改めて審議されることとなった。

3. 今後の予定

SCCR は、2016 年 5 月、11 月に開催予定である。